

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則 ……………	教 職 員 課	1頁
	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 ……………	教 職 員 課	1頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ……………	高 校 教 育 課 特別支援教育課	1頁
	○ 三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則 ……………	高 校 教 育 課	3頁
	○ 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則 ……………	高 校 教 育 課	5頁
訓 令	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 ……	教 職 員 課	6頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理 ……………	学 校 経 理・施 設 課	6頁
	○ 公立学校の廃止届の受理 ……………	学 校 経 理・施 設 課	7頁
	○ 公立学校の設置届の受理 ……………	学 校 経 理・施 設 課	7頁

規 則

三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十年三月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第五号

三重県教育委員会教育長事務専決規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会教育長事務専決規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表事務局の項中「特別支援学校整備推進監」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十年三月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第六号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一号中「開催準備」を「開催」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十年三月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第七号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「保護者が」を「生徒の保護者は、保護者が」に、「学校所在地又はその附近」を「生徒の居住する学区」に、「一家の生計を営む者」を「生徒の健康、食生活及び日常の生活状況を確認できる者」に改め、「保証人として」の下に「定め」を、「校長に提出しなければならない。」の下に「ただし、保護者が他の都道府県に居住するときの保証人届は、三重県教育委員会に提出するものとする。」を加え、同条第四項中「校長に提出しなければならない。」の下に「ただし、保護者が他の都道府県に居住するときの保証人届は、三重県教育委員会に提出するものとする。」を加える。

別表一中

三重県立四日市工業高等学校	全日制	機械科、電子機械科、電気科、電子工学科、建築科、物質工学科、自動車科	
	定時制	工業技術科	

を

三重県立四日市工業高等学校	全日制	機械科、電子機械科、電気科、電子工学科、建築科、物質工学科、自動車科		
	全日制			ものづくり創科
	定時制	機械交通工学科、住システム工学科		

に、

三重県立名張桔梗丘高等学校	全日制	普通科	
三重県立名張西高等学校	全日制	普通科、英語科、情報科	
三重県立名張青峰高等学校	全日制	普通科	

を

三重県立名張青峰高等学校	全日制	普通科	
--------------	-----	-----	--

に改める。

別表二中

「別表二（第三条関係）」を「別表二（第二条関係）」に、

三重県立かがやき特別支援学校	小学部	普通科
	中学部	
高等部		
草の美分校	小学部	普通科
	中学部	
高等部		
あすなろ分校	小学部	普通科
	中学部	
「		
三重県立かがやき特別支援学校	小学部	普通科
	中学部	
高等部		
草の美分校	小学部	普通科
	中学部	
高等部		
あすなろ分校	小学部	普通科
	中学部	
「		
三重県立松阪あゆみ特別支援学校	小学部	普通科
	中学部	
	高等部	

を

に改める。

附 則

- この規則は、平成三十年四月一日から施行する。改正後の第二十一条の規定は、平成三十一年四月一日以降に本県の高등학교に入学する者に適用する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において本県の高등학교に在学している者及び施行日から平成三十一年三月三十一日までに本県の高등학교に入学する者のうち、教育長が別に定めるところにより保証人届を提出した者は、改正後の第二十一条の規定を満たすものとみなす。
- 別表一の三重県立四日市工業高등학교定時制課程機械交通工学科及び住システム工学科の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。
- 施行日の前日において三重県立名張桔梗丘高등학교及び三重県立名張西高등학교に在学している者は、施行日に三重県立名張青峰高등학교に在学しているものとする。

三重県立高등학교通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第八号

三重県立高등학교通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高등학교通学区域に関する規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「特別の理由のあるときは、」を「次の各号のいずれかに該当する場合は、」に改め、同項に次の各号を加える。

- 保護者が、入学者選抜の実施年度の末日までに入学を志願する高등학교の属する学区又は当該学区に隣接する学区に転入することが確実な場合
- その他特別な理由がある場合

第四条中「特別の理由のあるときは、」を「次の各号のいずれかに該当する場合に限り、」に改め、「許可を得て」の下に「本県の高등학교に出願した上で、」を加え、同項に次の各号を加える。

- 保護者が、入学者選抜の実施年度の末日までに入学を志願する高등학교の属する学区又は当該学区に隣接

する学区に転入することが確実な場合

- 二 保護者の居住する都道府県に入学を志願する学科を設置する高等学校がない場合
- 三 高等学校への出願について隣接する府県と協定を締結している場合
- 四 保護者の転住を伴わずに他の都道府県に居住している者が入学志願できる学校として教育長が別に定める高等学校に入学を志願する場合
- 五 高等学校の定時制課程に入学を志願する者が、入学を志願する高等学校の入学の期日までに本県に転入又は勤務することが確実な場合
- 六 高等学校の通信制課程に入学を志願する者が、入学を志願する高等学校の入学の期日までに本県に転入することが確実な場合
- 七 その他特別な理由がある場合

第五条第一項中「通学区域外高等学校入学志願申請書（第二号様式）」を「通学区域外高等学校入学志願許可申請書（第二号様式）」に改める。

別表の特例の欄中

1 全日制の課程のうち普通科（スポーツ科学コースを除く。）及び理数科（松阪高等学校理数科を除く。）以外の学科並びに定時制の課程及び通信制の課程については、上記の学区にかかわらず、いずれの高等学校にも入学志願することができる。

2 三重県立高等学校入学者選抜の再募集については、上記の学区にかかわらず、いずれの高等学校にも志願することができる。

3 三重県立高等学校入学者選抜のスポーツ特別枠選抜については、上記の学区にかかわらず、いずれの高等学校にも志願することができる。

を

1 全日制の課程のうち普通科（スポーツ科学コースを除く。）及び理数科（松阪高等学校理数科を除く。）以外の学科並びに定時制の課程及び通信制の課程については、上記の学区にかかわらず、いずれの高等学校にも入学志願することができる。

2 三重県立高等学校入学者選抜のスポーツ特別枠選抜については、上記の学区にかかわらず、いずれの高等学校にも志願することができる。

3 保護者の転住を伴わずに他の都道府県に居住している者が入学志願できる学校として教育長が別に定める高等学校については、上記の学区にかかわらず、いずれの高等学校にも志願することができる。

4 三重県立高等学校入学者選抜の再募集については、上記の学区にかかわらず、いずれの高等学校にも志願することができる。

に改め、

同表一の項高等学校の欄中

「
三重県立名張桔梗丘高等学校
三重県立名張西高等学校
三重県立名張青峰高等学校
」
を 「
三重県立名張青峰高等学校
」 に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県立高等学校字則の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十年三月三十日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第九号

三重県立高等学校字則の基準に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校字則の基準に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三条第一項及び第二項」を「第三条第一項、第二項及び第四条ただし書き」に改める。

第十九条第二項中「保護者が」を「生徒の保護者は、保護者が」に、「学校所在地又はその附近」を「生徒の居住する学区」に、「一家の生計を営む者」を「生徒の健康、食生活及び日常生活状況を確認できる者」に改め、「保証人とし」の下に「て定め、」を、「校長に提出しなければならない。」の下に「ただし、保護者が他の都道府県に居住するときの保証人届は、三重県教育委員会に提出するものとする。」を加え、同条第四項中「校長に提出しなければならない。」の下に「ただし、保護者が他の都道府県に居住するときの保証人届は、三重県教育委員会に提出するものとする。」を加える。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第19条関係）

保 証 人 届

宛て _____

（ 志願者名又は生徒名 ）の保証人を以下のとおり定めましたから届け出ます。

平成 年 月 日

保護者住所
保護者名 ㊟

保証人住所	
保証人名	
志願者又は生徒との続柄・間柄等	

私は、三重県立学校の管理運営に関する規則第21条第2項に定める保証人として、
（ 志願者名又は生徒名 ）が三重県立 高等学校に在学中は、以下の
役割を果たすことを承諾します。

平成 年 月 日

保証人住所
保証人名 ㊟

ア 生徒の健康、食生活及び日常生活に関する見守りを行うこと
イ 生徒と日常的に関わり、生徒の状況を保護者や学校と共有すること
ウ 生徒の病気やけがの際には、迅速に対応すること
エ 必要に応じて、学校の教育活動に参加すること

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。改正後の第十九条の規定は、平成三十一年四月一日以降に本県の高等学校に入学する者に適用する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において本県の高等学校に在学している者及び施行日から平成三十一年三月三十一日までに本県の高等学校に入学する者のうち、教育長が別に定めるところにより保証人届を提出した者は、改正後の第十九条の規定を満たすものとみなす。

訓 令

教委訓第2号

局 中 一 般
教 育 関 係 機 関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成30年3月30日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事項（4）教職員課の表中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14	県立特別支援学校の小学部又は中学部の学級編制に関する事務	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第3項の規定による学級編制の基準の決定				○					
----	------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

同表（5）福利・給与課の表第13項を次のように改める。

13	児童手当に関する事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るもの。）	1 児童手当の認定				○					
		2 児童手当の支給				○					
		3 手当額の改定					○				
		4 現況届の受理及び審査					○				

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成30年3月30日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
津市立修成幼稚園	平成30年3月31日	津市立幼保連携型認定こども園を設置するため
津市立新町幼稚園		
津市立神戸幼稚園		
津市立香良洲幼稚園		
津市立白山幼稚園		
津市立草生幼稚園	平成30年3月31日	休園中で、今後も園児数の増加が見込めないため
津市立大井幼稚園		
津市立波瀬幼稚園		

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成30年3月30日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
志摩市立立神小学校	平成30年3月31日	「志摩市立小中学校再編基本計画」に基づき、立神小学校、志島小学校、甲賀小学校、国府小学校及び安乗小学校を再編統合し、新たに東海小学校を設置するため
志摩市立志島小学校		
志摩市立甲賀小学校		
志摩市立国府小学校		
志摩市立安乗小学校		
志摩市立東海中学校	平成30年3月31日	「志摩市立小中学校再編基本計画」に基づき、東海中学校及び安乗中学校を再編統合し、新たに東海中学校を設置するため
志摩市立安乗中学校		

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成30年3月30日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
志摩市立東海小学校	志摩市阿児町甲賀1518番地	平成30年 4月1日	「志摩市立小中学校再編基本計画」に基づき、立神小学校、志島小学校、甲賀小学校、国府小学校及び安乗小学校を再編統合し、新たに東海小学校を設置するため
志摩市立東海中学校	志摩市阿児町甲賀2088番地1	平成30年 4月1日	「志摩市立小中学校再編基本計画」に基づき、東海中学校及び安乗中学校を再編統合し、新たに東海中学校を設置するため

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社